

名古屋市公報	平成29年 5月31日 第1209号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目次 ページ

規 則

- | | | | |
|--|----------|--------|---|
| ○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則 | （環境・総務課） | （第73号） | 4 |
|--|----------|--------|---|

告 示

- | | | | |
|--|-------------|---------|----|
| ○ 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について | （緑土・緑地管理課） | （第332号） | 5 |
| ○ 開発行為に関する工事の完了 | （住都・開発指導課） | （第333号） | 6 |
| ○ 指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止 | （健福・介護保険課） | （第334号） | 7 |
| ○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について | （健福・障害者支援課） | （第335号） | 9 |
| ○ 指定一般相談支援事業者等の指定について | （健福・障害者支援課） | （第336号） | 13 |
| ○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について | （健福・障害者支援課） | （第337号） | 15 |
| ○ 指定特定相談支援事業等の廃止について | （健福・障害者支援課） | （第338号） | 18 |
| ○ 福祉向市営住宅（ひとり親世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん | （子青・青少年家庭課） | （第339号） | 19 |
| ○ 福祉向市営住宅（高齢者世帯・親子同居世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん | （健福・高齢福祉課） | （第340号） | 22 |
| ○ 福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん | （健福・障害企画課） | （第341号） | 27 |
| ○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について | （健福・障害者支援課） | （第342号） | 32 |
| ○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について | （健福・障害者支援課） | （第343号） | 34 |

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- | | | | |
|--|--------|--|----|
| ○ 名古屋市議会議員名東区選挙区補欠選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表について | （第11号） | | 36 |
|--|--------|--|----|

上 下 水 道 局 管 理 規 程

- | | | | |
|-----------------------------|--------|--|----|
| ○ 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部改正 | （第10号） | | 41 |
|-----------------------------|--------|--|----|

交 通 局 管 理 規 程

- 名古屋市交通局事務分掌規程の一部改正 (第10号) 47
-

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (市経・地域商業課) 48
-

規 則 の あ ら ま し

- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第73号）

- 1 改正内容

ガス事業法（昭和29年法律第51号）の一部改正に伴い、規定を整理します。（別表第 2関係）

- 2 施行期日

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の規定は、平成29年 4月 1日から適用します。

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 5 月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第73号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の
一部を改正する規則

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第117号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考中「ガス小売事業者」の次に「（同条第1項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者を除く。）及び同条第6項に規定する一般ガス導管事業者（同条第5項に規定する最終保障供給を行う者に限る。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

名古屋市告示第 332号

有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3 項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更します。

平成29年 5月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 プール

- (1) 平成29年 7月15日から同月19日までの供用時間について「午前10時から午後 5時30分まで」を「午前 9時から午後 6時まで」に変更します。
- (2) 平成29年 7月20日から同年 8月31日までの供用時間について「午前 9時30分から午後 6時まで」を「午前 9時から午後 6時まで」に変更します。

2 駐車場（日光川公園）

- (1) 平成29年 7月15日から同月19日までの供用時間について「午前 9時30分から午後 6時まで」を「午前 8時30分から午後 6時30分まで」に変更します。
- (2) 平成29年 7月20日から同年 8月31日までの供用時間について「午前 9時から午後 6時30分まで」を「午前 8時30分から午後 6時30分まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 333号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年 5月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

平成28年 5月24日 28指令住開指第32号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市緑区鳴丘三丁目1007番 3、 603番、 604番、1009番 6、1009番10
及び1009番11の各一部

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市瑞穂区苗代町15番 1号
ブラザー不動産株式会社
代表取締役 押谷 三郎

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 334号

指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成29年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

介護保険事業所番号		2390900062
事業所	名称	ピースホーム晴一れい
	所在地	名古屋市熱田区西郊通 7丁目 4番地
事業者	申請者	株式会社グランドデザイン研究所
	所在地	名古屋市南区桜台一丁目14番25号
	代表者氏名	代表取締役 田中 宏征
	代表者住所	名古屋市名東区神丘町 2丁目21番地の 1
廃止年月日		平成28年11月30日
サービスの種類		認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護保険事業所番号		2371501061
事業所	名称	グループホームユタカガオカ
	所在地	名古屋市名東区豊が丘2708番地
事業者	申請者	医療法人福友会
	所在地	愛知県日進市北新町殿ヶ池上 539番地
	代表者氏名	理事長 小出 直
	代表者住所	名古屋市名東区高柳町1203番地の 2

廃止年月日	平成28年12月31日
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 335号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成29年 5月26日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
社会福祉法人ラ・ エール 名古屋市中村区橋 下町 2番38号	ソレイユ 名古屋市中村区新 富町 5丁目 3番11 号	短期入所	2310101163	平成29年 4月 1日
特定非営利活動法 人みまもりネット 愛知県弥富市佐古 木二丁目 268番地 1	ソレイユ中村 名古屋市中村区横 井一丁目 112番地	就労継続支援 B型	2310101171	平成29年 4月 1日
ハートライフ株式 会社 岐阜県各務原市那 加雄飛ヶ丘町17番 地の20	ヘルパーステーシ ョンハート・あか しろ 名古屋市西区赤城 町97番地の 1	同行援護	2310200932	平成29年 4月 1日
合同会社旅っ起一	障害者生活サポー	居宅介護	2310201161	平成29年

名古屋市西区中小 田井三丁目 300番 地	ト旅っ起一 名古屋市西区中小 田井三丁目 300番 地	重度訪問介護		4月 1日
社会福祉法人ゆた か福祉会 名古屋市南区泉楽 通 4丁目 5番地の 3	リサイクル港作業 所 名古屋市港区正徳 町 6丁目69番地の 1	生活介護	2311200089	平成29年 4月 1日
社会福祉法人ふれ 愛名古屋 名古屋市港区九番 町 4丁目 6番地の 1	重度障がい者生活 介護 s a t s u k i 名古屋市港区九番 町 4丁目 6番地の 1	生活介護	2311200766	平成29年 4月 1日
株式会社貴久 名古屋市熱田区比 々野町19番地	ヘルパーステーシ ョンガーベラ 名古屋市中川区福 川町 3丁目 1番地 の24	同行援護	2311301366	平成29年 4月 1日
社会福祉法人大幸 福祉会 名古屋市港区小川 一丁目17番地	ユニオンワークス 一色ハウス短期入 所事業所 名古屋市中川区一 色新町三丁目 618 番地	短期入所	2311301382	平成29年 4月 1日
特定非営利活動法 人くらし応援ネッ トワーク 名古屋市熱田区金	Y o u e n 名古屋市中川区草 平町 2丁目57番地 の 1	就労継続支援 B型	2311301390	平成29年 4月 1日

山町一丁目 8番13号				
株式会社マザーズ プラス 名古屋市中川区沖 田町 288番地の 1	プラス 名古屋市中川区高 畑五丁目17番地	居宅介護 重度訪問介護	2311301408	平成29年 4月 1日
社会福祉法人ふれ 愛名古屋 名古屋市港区九番 町 4丁目 6番地の 1	重症児者居宅介護 h a r u 名古屋市昭和区長 戸町 5丁目44番地	居宅介護 重度訪問介護	2316200829	平成29年 4月 1日
社会福祉法人千種 福祉会 名古屋市千種区北 千種二丁目 1番44 号	ショートステイつ むぎ 名古屋市千種区北 千種一丁目 5番13 号	短期入所	2317100986	平成29年 4月 1日
NPO法人みるみ る 名古屋市北区上飯 田南町 3丁目 2番 地	ワークスペースみ るみる 名古屋市北区上飯 田南町 3丁目 2番 地	就労継続支援 B型	2317301220	平成29年 4月 1日
株式会社KENJ I プレミアムサポ ート 名古屋市守山区森 孝三丁目 408番地	訪問介護ラパンⅢ 名古屋市守山区森 孝三丁目 408番地	居宅介護 重度訪問介護	2317601447	平成29年 4月 1日
特定非営利活動法 人つくし 名古屋市守山区守 牧町19番地	聴覚・ろう重複セ ンター蒼 名古屋市守山区金 屋二丁目 286番地	就労継続支援 B型	2317601454	平成29年 4月 1日

株式会社BIGSMILE 名古屋市名東区朝日が丘 101番地	訪問介護ビッグスマイル 名古屋市名東区朝日が丘 101番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2318001043	平成29年 4月 1日
株式会社ジョイフルハーツ 名古屋市守山区四軒家一丁目 331番地	リボンワークス 名古屋市名東区高社一丁目89番地	就労移行支援	2318001050	平成29年 4月 1日
特定非営利活動法人たすけあい名古屋 名古屋市緑区鳴子町 4丁目13番地	介護みどり 名古屋市緑区鳴子町 4丁目13番地	居宅介護 同行援護 行動援護	2318501166	平成29年 4月 1日
社会福祉法人池内福祉会 名古屋市昭和区明月町 3丁目 6番地の 2	ありんこホーム 名古屋市昭和区鶴舞二丁目 4番 6号	共同生活援助	2326200041	平成29年 4月 1日
特定非営利活動法人任 名古屋市天白区野並二丁目33番地	なんくるhome 名古屋市天白区井の森町28番地	共同生活援助	2326400112	平成29年 4月 1日
特定非営利活動法人虹望会 名古屋市名東区香南二丁目1306番地	虹望寮 名古屋市守山区鳥羽見一丁目22番13号	共同生活援助	2327600181	平成29年 4月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 336号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成29年 5月26日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
社会福祉法人ふれ 愛名古屋 名古屋市港区九番 町 4丁目 6番地の 1	重症児者相談支援 ルピナス 名古屋市港区九番 町 4丁目 6番地の 1	特定相談支援	2331200150	平成29年 4月 1日
		障害児相談支 援	2371200144	
特定非営利活動法 人遊ぼ 名古屋市守山区町 南27番24号	相談支援事業所遊 ぼ 名古屋市守山区町 南27番24号	特定相談支援	2337600205	平成29年 4月 1日
		障害児相談支 援	2377600206	
株式会社ワークラ イフクリエイト 名古屋市緑区桃山 四丁目 129番地	相談支援ゆず 名古屋市緑区桃山 四丁目 129番地	一般相談支援	2338500172	平成29年 4月 1日
		特定相談支援 障害児相談支 援	2378500165	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 337 号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 5月26日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
合同会社来夢 名古屋市名東区香 流三丁目 203番地 の 4	ケアステーション 未来 名古屋市名東区香 流三丁目 203番地 の 4	居宅介護 重度訪問介護	2318001027	平成29年 3月14日
社会福祉法人やま びこ福祉会 名古屋市中村区八 社一丁目86番地の 1	指定居宅介護事業 所わっしょい 名古屋市中村区横 井一丁目 203番地	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	2310100298	平成29年 3月31日
株式会社ひまわり ケアサービス 愛知県愛西市善太 新田町十割下 1番 地 4	ソレイユ中村 名古屋市中村区横 井一丁目 112番地	就労継続支援 B型	2310101106	平成29年 3月31日

社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会 名古屋市熱田区神宮四丁目 4番 5号	サポートセンター b e i n g あつた 名古屋市熱田区神宮四丁目 4番 5号	就労継続支援 B型	2311100024	平成29年 3月31日
特定非営利活動法人ふれ愛名古屋 名古屋市港区九番町 4丁目 6番地の 1	重症心身障がい者 生活介護 s a t s u k i 名古屋市港区九番町 4丁目 6番地の 1	生活介護	2311200600	平成29年 3月31日
エム・オーヒューマンサービス株式会社 名古屋市千種区茶屋坂通 2丁目14番地	エム・オーヒューマンサービス訪問 介護事業所 名古屋市中川区花池町 2丁目51番地の 2	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	2311300087	平成29年 3月31日
特定非営利活動法人福祉支援会 名古屋市中川区広田町 2丁目14番地の 1	くさひら作業所 名古屋市中川区草平町 2丁目57番地の 1	就労継続支援 B型	2311301317	平成29年 3月31日
特定非営利活動法人ふれ愛名古屋 名古屋市港区九番町 4丁目 6番地の 1	重症心身障がい児 者居宅介護 h a r u 名古屋市昭和区長戸町 5丁目44番地	居宅介護 重度訪問介護	2316100235	平成29年 3月31日
社会福祉法人中日会 名古屋市中区丸の内	社会就労支援セン タースカイ 名古屋市東区徳川	就労継続支援 B型	2317200505	平成29年 3月31日

内三丁目 8番14号	二丁目16番 3号			
特定非営利活動法人遊ぼ 名古屋市守山区町南27番24号	生活支援センター遊ぼ 名古屋市守山区町南27番24号	居宅介護 重度訪問介護	2317600340	平成29年 3月31日
特定非営利活動法人たすけあい名古屋 名古屋市緑区鳴子町四丁目13番地	ホームヘルプなるこ 名古屋市緑区鳴子町 1丁目 6番地	居宅介護 同行援護 行動援護	2318500176	平成29年 3月31日
エム・オーヒューマンサービス株式会社 名古屋市千種区茶屋坂通 2丁目14番地	い〜ま F a m i l i a 千種 名古屋市千種区千種一丁目 4番12号	共同生活援助	2327100018	平成29年 3月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 338号

指定特定相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 4項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 5月26日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
特定非営利活動法 人ふれ愛名古屋 名古屋市港区九番 町 4丁目 6番地の 1	重症心身障がい児 者相談支援ルピナ ス 名古屋市港区九番 町 4丁目 6番地の 1	特定相談支援	2331200127	平成29年 3月31日
		障害児相談支 援	2371200110	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 339号

福祉向市営住宅（ひとり親世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

平成29年 5月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において、「ひとり親世帯」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」又はこれに準ずる女子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する「配偶者のない男子」又はこれに準ずる男子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (3) 配偶者の暴力により、婚姻関係が事実上破綻している女子又は男子として市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成されている世帯

2 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有するひとり親世帯であること。ただし、同居しようとする親族がある場合は、次のいずれかに該

当する者とする。

ア 申込者の児童に係る60歳以上の祖父母

イ 申込者の20歳以上の子（当該子が申込者の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）である場合又は離婚後間がないなど申込者の扶養親族でないことにつき、やむを得ない理由があるときであって、扶養親族と同等の状態であると認められる場合に限る。）

ウ 障害者向市営住宅申込み可能者と同程度の障害を持つ親族

(2) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(4) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

(6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者については10年、そのうち住宅条例第5条第2項各号のいずれかに該当する者は5年）を経過しない者でないこと。

(7) 原則として、保証人1名を立てることができること。

3 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所

(2) 日時

平成29年 6月 5日（月）から同月16日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月10日（土）及び11日（日）を除く。

4 申込みの受付

(1) 方法

ア 市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）の窓口提出する。ただし、市外に居住する者は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等の窓口提出する。

イ 名古屋市ひとり親家庭手当受給者又は本市内に居住している児童扶養手当受給者若しくは愛知県遺児手当受給者であってアにより難しい場合には、市営住宅入居申込書を郵送により提出できる。

(2) 期間

ア 社会福祉事務所等の窓口提出する場合は、平成29年 6月 5日（月）から同月16日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月10日（土）及び11日（日）を除く。

イ 郵送により申込書を提出する場合は、平成29年 6月 5日（月）から同月16日（金）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

5 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階第10会議室

(2) 日時

平成29年 7月19日（水）午後 1時30分

6 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 30戸

名古屋市子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課

名古屋市告示第 340号

福祉向市営住宅（高齢者世帯・親子同居世帯）入居希望者の公募 及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

平成29年 5月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において、「高齢者世帯」とは、60歳以上の者の単身世帯又は60歳以上の者及びその者の民法上の親族で次の各号のいずれかに該当する者からなる世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない60歳以上の者の単身世帯を除く。

- (1) 配偶者（婚姻の予約者で平成30年 1月 4日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 18歳未満の児童
- (3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5号に規定する 4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者
- (4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者

- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第 45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当するもの
 - ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者
- (7) 56歳以上の者
- (8) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13年法律第63号）第 2条に規定する者
- (9) 難病患者にあっては、次のいずれかに該当する者
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（イにおいて「難病等」という。）であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - ウ 難病患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2 一般空家住宅・高齢者専用住宅

(1) 申込みの資格

- ア 申込者が市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する高齢者世帯に属する者であること。
- イ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入であって、独立の

生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

ウ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

エ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第 34 条第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6 年名古屋市条例第 46 号。以下「定住条例」という。）第 20 条第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3 年（ただし、住宅条例第 20 条の 2 又は定住条例第 16 条の 2 の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者については 10 年、そのうち住宅条例第 5 条第 2 項各号に定める者は 5 年）を経過しない者がいないこと。

キ 原則として、保証人 1 名を立てることができること。

(2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各区役所及び各区役所支所

イ 日時

平成 29 年 6 月 2 日（金）から同月 16 日（金）までの午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、同月 3 日（土）、4 日（日）、10 日（土）及び 11 日（日）を除く。

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事

務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）に持参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等に持参又は郵送により提出する。

イ 期間

平成29年 6月 5日（月）から同月16日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月10日（土）、11日（日）を除く。

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市役所西庁舎12階第10会議室

イ 日時

平成29年 7月19日（水）午前 9時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅
空家住宅 79戸

3 親子同居世帯向住宅

(1) 申込みの資格

ア 一つの住宅に同居しようとする親世帯及び子世帯であること。

イ 親世帯とは、高齢者世帯をいう。

ウ 子世帯とは、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で平成30年 1月 4日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、親世帯に属する者を除く。）がいる世帯をいう。

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 47戸

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 341号

福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者決定
の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

平成29年 5月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において「障害者世帯」とは、入居者若しくは同居し若しくは同居しようとする親族が次の各号のいずれかに該当する者の世帯、又は次の各号のいずれかに該当する者の単身世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者、又は本項（4）のイに該当する者の単身世帯を除く。

- (1) 戦傷病者にあつては、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の3に規定する第1款症以上の障害があり、かつ、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者
- (2) 戦傷病者以外の身体障害者（満18歳未満の児童を含む。）にあつては、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所

持している者

- (3) 知的障害者（満18歳未満の児童を含む。）にあつては、中央療育センターの長、児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者
- (4) 原子爆弾被爆者にあつては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当する者
 - ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者
- (5) 精神障害者にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- (6) ハンセン病療養所入所者等にあつては、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定する者
- (7) 難病患者にあつては、次のいずれかに該当する者
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（イにおいて「難病等」という。）であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - ウ 難病患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2 市営住宅・障害者世帯向け（一般）

(1) 申込みの資格

ア 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する障害者世帯であること。

イ 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で平成30年 1月 4日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。

ウ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

エ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

キ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者については10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者は 5年）を経過しない者がいないこと。

ク 原則として、保証人 1名を立てることができること。

(2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各区役所、各区役所支所及び各保健所

イ 日時

平成29年 6月 2日（金）から同月16日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月 3日（土）、 4日（日）、10日（土）及び11日（日）を除く。

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所」という。）に持参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所に持参又は郵送により提出する。

また、1(5)又は1(7)に該当する場合にあっては保健所に、1(6)に該当する場合にあっては健康福祉局健康部保健医療課にそれぞれ持参又は郵送により提出する。

イ 期間

平成29年 6月 5日（月）から同月16日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月10日（土）及び11日（日）を除く。

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市役所西庁舎12階第10会議室

イ 日時

平成29年 7月19日（水）午前10時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅
空家住宅 48戸

3 市営住宅・障害者世帯向け（車いす専用）

(1) 申込みの資格

2(1)と同じ申込み資格を有し、かつ、車いすを利用する次の各号のいずれ

れかに該当する者が属する世帯

ア 戦傷病者特別援護法第 4 条の規定により交付を受けた、戦傷病者手帳を所持している者であって、その障害が下肢又は体幹かつ恩給法別表第 1 号表の 2 の規定により、特別項症から第 3 項症とされている者

イ 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により下肢又は体幹の障害で交付を受けた 1 級から 4 級の身体障害者手帳を所持している者

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 11戸

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 342号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成29年 5月26日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
特定非営利活動法 人ベルフェア 名古屋市中村区中 村町 9丁目66番地	生活介護りん 名古屋市中村区中 村町 9丁目66番地	生活介護	2310101155	平成29年 3月 1日
合同会社フクロウ 名古屋市昭和区川 名町 5丁目23番地	訪問介護お多福う さぎ 名古屋市昭和区川 名町 5丁目23番地	居宅介護 重度訪問介護	2316200803	平成29年 3月 1日
有限会社E D U S 愛知県北名古屋市 沖村五反 155番地 1	訪問介護ステーシ ョンリエゾン 名古屋市長 池町 2丁目22番地 の 1	居宅介護 重度訪問介護	2316200811	平成29年 3月 1日
合同会社うらら 名古屋市北区六が	ケアステーション うらら	居宅介護 重度訪問介護	2317301212	平成29年 3月 1日

池町 490番地の 7	名古屋市北区六が 池町 490番地の 7	同行援護		
株式会社大志 名古屋市緑区尾崎 山一丁目 210番地	アイリスけあサー ビス 名古屋市南区元柴 田東町 4丁目83番 地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2318100985	平成29年 3月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 343号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 5月26日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社ひまわり ケアサービス 愛知県愛西市善太 新田町十割下 1番 地 4	ひまわりケアサー ビス 名古屋市中川区西 中島二丁目 605番 地	居宅介護 重度訪問介護	2311301093	平成29年 2月28日
愛恩株式会社 名古屋市中区栄二 丁目 1番12号	愛恩訪問介護事業 所 名古屋市中区栄二 丁目 1番12号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2316100797	平成29年 2月28日
合同会社LUCK Y CLOVER 名古屋市緑区潮見 が丘二丁目 153番 地の10	訪問介護事業所ハ ッピーケア 名古屋市南区大堀 町 3番32号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2318100944	平成29年 2月28日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市選挙管理委員会告示第11号

名古屋市議会議員名東区選挙区補欠選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定に基づき、平成28年12月18日執行の名古屋市議会議員名東区選挙区補欠選挙における各候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成29年5月26日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

名古屋市選挙管理委員会事務局

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年12月18日執行 名古屋市議会議員名東区選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,593,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	竹田 真奈	所属党派	日本共産党	平成 28 年 11 月 25 日から 期間 第 1 回分
出納責任者氏名	河合 真理子			平成 28 年 12 月 17 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	225,000 円
日本共産党名古屋千種名 東守山地区委員会	政党	241,866 円	家 屋 費	24,132 円
石倉 明美	パート	63,000	(選挙事務所費	24,132 円)
平野 玲子	パート	81,000	(集合会場費	0 円)
渡辺 恭子	無職	81,000	通 信 費	30,000 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	566,784 円
			広 告 費	28,658 円
			文 具 費	6,000 円
			食 料 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	8,572 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		466,866 円	今 回 計	889,146 円
前 回 計		－ 円	前 回 計	－ 円
総 計		466,866 円	総 計	889,146 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	422,280 円

報告書受理年月日	平成28年12月27日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年12月18日執行 名古屋市議会議員名東区選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,593,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	日比 美咲	所属党派	民進党	平成 28 年 11 月 8 日から
出納責任者氏名	日比 昌美			期間 第 1 回分
				平成 28 年 12 月 23 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
民進党愛知県総支部連合会	政党	2,500,000 円	家 屋 費	178,721 円
			(選挙事務所費)	178,721 円)
			(集会会場費)	0 円)
			通 信 費	4,507 円
			交 通 費	46,457 円
			印 刷 費	530,496 円
			広 告 費	707,076 円
			文 具 費	13,500 円
			食 料 費	13,938 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	56,336 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		153,638 円		
今 回 計		2,653,638 円	今 回 計	1,551,031 円
前 回 計		－ 円	前 回 計	－ 円
総 計		2,653,638 円	総 計	1,551,031 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	0 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成28年12月28日	第1回報告分
-----------------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年12月18日執行 名古屋市議会議員名東区選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,593,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	日比 美咲	所属党派	民進党	平成 28 年 12 月 24 日から
出納責任者氏名	日比 昌美			第 2 回分
				平成 29 年 1 月 11 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	0 円
			(選挙事務所費	0 円)
			(集会会場費	0 円)
			通 信 費	0 円
			交 通 費	21,654 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 料 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	18,361 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	40,015 円
前 回 計		2,653,638 円	前 回 計	1,551,031 円
総 計		2,653,638 円	総 計	1,591,046 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	0 円

報告書受理年月日	平成29年1月16日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年12月18日執行 名古屋市議会議員名東区選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,593,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	日比 美咲	所属党派	民進党	平成 29 年 1 月 12 日から	第 3 回分
出納責任者氏名	日比 昌美			期間 平成 29 年 1 月 22 日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
		0 円	家 屋 費	257,796 円
			(選挙事務所費	257,796 円)
			(集合会場費	0 円)
			通 信 費	163,946 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 料 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	3,801 円
その他の寄附	0 件	0 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		0 円	今 回 計	425,543 円
前 回 計		2,653,638 円	前 回 計	1,591,046 円
総 計		2,653,638 円	総 計	2,016,589 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	0 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成29年1月24日	第3回報告分
-----------------	------------	--------

名古屋市上下水道局管理規程第10号

名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

平成29年 5 月 26 日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

第44条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

職員が勤務しない場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、給与を減額するものとする。

第44条第1項第3号中「第24号」の次に「。以下「職免規程」という。」を加え、「場合」を「とき」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「場合」を「とき」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号中「場合」を「とき」に改め、同号を同項第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 勤務しないことについて承認を受けなかったとき

(2) 勤務時間規程第16条に規定する介護休暇の承認を受けたとき

第44条第1項に次の1号を加える。

(6) 心身の故障（公務上の負傷又は疾病その他別に定めるものを除く。）のため、職免規程第2条第8号の規定により、引き続き職務に専念する義務を免除された期間（職免規程第3条第2項の規定により引き続いたものとみなされる期間を含む。）が90日を超えたとき

第44条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により減額する額は、その勤務しない1時間につき第42条に定める勤務1時間当たりの給与額（前項第6号の規定に該当する場合にあっては、給与期間におけるその勤務を要しない勤務時間の全時間数に100分の20を乗じて得た時間数を第42条に定める勤務1時間当たりの給与額に乗じて得た額）とする。

第44条の2を削る。

第45条第1項中「第44条第2項及び前条」を「前条第2項」に改める。

第46条第1項中「条例第13条に規定する事実を別記様式第3」を「第44条第1項各号に規定する事実があったときは、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第44条第1項第1号に規定する事実 別記様式第3
- (2) 第44条第1項第2号から第5号までに規定する事実 別記様式第4
- (3) 第44条第1項第6号に規定する事実 別記様式第5

第46条第2項を削る。

附則第10項中「、第44条の2」を削る。

別記様式第3を次のように改める。

給 与 減 額 整 理 簿

職 員 番 号		氏 名		所属名〔局区室・部（公所）・課（公所）〕				(年 月分)	
所 属 長 印	係 長 印	日 付	給 与 減 額 と な る 時 間 帯 及 び 理 由				当 該 日 に お い て 減 額 す る 時 間		
			特に承認がなく勤務しな かった時間	減額理由	特に承認がなく勤務しな かった時間	減額理由			
		1	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		2	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		3	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		4	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		5	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		6	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		7	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		8	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		9	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		10	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		11	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		12	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		13	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		14	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		15	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		16	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		17	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		18	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		19	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		20	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		21	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		22	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		23	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		24	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		25	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		26	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		27	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		28	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		29	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		30	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
		31	時 分から 時 分まで			時 分から 時 分まで		時間 分	
				減額する合計時間数（端数処理前）				時間 分	
				減額する合計時間数（端数処理後）				時間	

〔記入上の注意〕

「当該日において減額する時間」の欄には、当該日における給与減額する時間数の合計時間数を記入すること。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第 4 中「第46条第 2 項」を「第46条第 3 号」に改め、同様式を別記様式第 5 とし、別記様式第 3 の次に次の 1 様式を加える。

給 与 減 額 整 理 簿

職員番号	氏 名	所属名〔局区室・部（公所）・課（公所）〕			(年 月分)		
日付	給与減額となる時間		減額理由	給与減額となる時間		減額理由	当該日において減額する時間
1	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
2	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
3	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
4	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
5	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
6	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
7	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
8	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
9	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
10	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
11	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
12	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
13	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
14	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
15	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
16	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
17	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
18	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
19	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
20	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
21	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
22	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
23	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
24	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
25	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
26	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
27	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
28	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
29	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
30	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
31	時 分から 時 分まで		時 分から 時 分まで			時間 分	
			減額する合計時間数（端数処理前）		時間 分		
			減額する合計時間数（端数処理後）		時間		
部分休業等を取得した日数			日		所属長印		
介護時間を取得した日数			日		係長印		

〔記入上の注意〕

- 1 「当該日において減額する時間」の欄には、当該日における給与減額する時間数の合計時間数を記入すること。
- 2 「部分休業等を取得した日数」欄には部分休業又は名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程第2条第7号の2の規定により給与減額の対象となった日数を、「介護時間を取得した日数」欄には同条第10号の2の規定により給与減額の対象となった日数を暦日で記入すること。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行し、同項の規定による改正後の名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（平成12年4月1日名古屋市上下水道局管理規程第32号）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正)

- 2 名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を次のように改める。

第12条中「前条第2項」を「第11条第2項」に改める。

名古屋市交通局管理規程第10号

名古屋市交通局事務分掌規程（昭和32年名古屋市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

平成29年5月26日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

第14条の2の表管区駅長の欄中「伏見管区駅」を「上前津管区駅」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。
（名古屋市交通局労働安全衛生管理規程の一部改正）
- 2 名古屋市交通局労働安全衛生管理規程（昭和50年名古屋市交通局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。
別表第1事業場の欄中「伏見管区駅」を「上前津管区駅」に改める。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 5月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パレマルシェ神宮店

名古屋市熱田区神宮三丁目 608番 外 1筆

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
名古屋鉄道(株)	代表取締役 山本 亜土	名古屋市中 村区名駅一 丁目 2番 4 号	変更なし	代表取締役 安藤 隆司	変更なし

3 変更の日

平成27年 6月25日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

平成29年 4月28日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 5月26日から同年 9月26日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成29年 9月26日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課